

委員会発案第 3 号

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書の提出について

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 29 年 12 月 19 日提出

由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一 様

提出者 由利本荘市産業経済常任委員会  
委員長 高 橋 和 子

(別紙)

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書（案）

生産者米価は前年よりも上昇しているものの、生産費を大きく下回った状況で推移している。

平成27年から平成28年産米は、飼料用米の作付増などにより、若干の価格回復が見られるものの、実態は「集落営農法人・組織の8割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」（2017年日本農業新聞景況感調査）に示されているように、担い手層でさえ経営を維持する見通しが立たない価格水準となっている。

平成22年に始まった農業者戸別所得補償制度は、生産調整の実効性確保と直接支払交付金（10アールあたり15,000円）により、稲作農家の経営を下支えする役割を果たした。しかし、平成26年産米から10アールあたり7,500円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊している。しかも平成30年産米から交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では数百万円も減収するなど、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられません。平成30年からの政府による生産調整の廃止も、米価の不安定要因になりかねない。

今こそ欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策を確立することが必要だという観点から、当面、生産費を償う岩盤対策を行い、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求める。

以上の趣旨から、下記事項につき地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- ・米の生産費を償う価格下支え制度を確立すること。

平成29年12月 日

衆議院議長 様

参議院議長 様

秋田県由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一

委員会発案第 4 号

主要農産物種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について

主要農産物種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 29 年 12 月 19 日提出

由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一 様

提出者 由利本荘市産業経済常任委員会  
委員長 高 橋 和 子

(別紙)

主要農産物種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書（案）

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立した。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないよう予算措置の確保等、万全な対策が求められている。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である種子を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。

以上の趣旨から、下記事項につき地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 都道府県の取り組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。
2. 地域の共有財産である種子を極力民間に委ねることのないよう対策を講じること。

平成29年12月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様

秋田県由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一

委員会発案第 5 号

核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出について

核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 29 年 12 月 19 日提出

由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一 様

提出者 由利本荘市総務常任委員会

委員長 湊 貴 信

(別紙)

核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書（案）

広島・長崎に原爆が投下されてから72年が経過した。

再び被爆者をつくるなという被爆者たちの悲痛な願いは、我が国及び世界の国々、国民を動かしている。

本年7月7日、国連が122カ国の賛成で核兵器禁止条約を採択したことは、大きな世界の潮流となっている。

この条約の第1条では、「核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇」を全面的に禁止しており、これは画期的な内容である。

日本政府が核兵器禁止条約に署名し批准すれば、核保有国、同盟国、全ての国に署名・批准を促す力となり、国民の命を守る確かな道を切り開くことになるものと考えられる。

内閣総理大臣は、平和外交に徹し、速やかに核兵器禁止条約に署名し、批准を呼びかけ、核兵器のない世界をつくる先頭に立つべきである。

被爆国日本として、世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえ、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

- ・核兵器禁止条約に署名・批准すること。

平成29年12月 日

内閣総理大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 渡部 聖一

委員会発案第6号

介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を  
国に求める意見書の提出について

介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める  
意見書（案）を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2  
項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年12月19日提出

由利本荘市議会議長 渡部 聖一様

提出者 由利本荘市教育民生常任委員会  
委員長 三浦 晃

(別紙)

介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を  
国に求める意見書（案）

介護保険の見直しが行われ、現役並み所得者の利用料3割化、生活援助の人員基準の引き下げ、入院ベッドを削減するための受け皿づくり、市町村を介護費用の削減に駆り立てるしくみの導入など、新たな負担増やサービスの削減をもたらす内容が盛り込まれた。

前回の見直しで「利用料が1割から2割になりサービスを半分に減らした」「特養の対象が原則要介護3以上になり入所できない」などの介護困難が広がっている。サービスの削減によって家族の介護負担がふえ、仕事を辞めざるを得なくなるなど、政府が掲げている「介護離職ゼロ」に反する事態も生じている。

介護報酬の大幅な引き下げによって事業者の倒産件数は過去最高となり、小規模事業所の廃業が後をたたない。

職場では職員を募集しても応募がなく人手不足が常態化している。全産業平均と比べて月10万円も低い給与など、介護従事者の処遇改善も遅れたままである。介護福祉士の養成校では学生が集まらず、募集定員を減らしたり廃校に至った学校もある。

サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできない。高齢化が進展する中で、介護保障の充実はすべての高齢者・国民の願いである。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければならない。

こうしたことを踏まえ、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

## 記

1. 生活援助を初めとする介護サービスの維持・充実とともに、利用者負担抑制を図ること。
2. 必要なサービスを受けられるよう、制度を抜本的に見直すこと。特養ホームなどの整備を早急に行うこと。
3. 介護報酬の引き上げなど、介護従事者の処遇改善、確保対策の強化を急ぐこと。
4. 社会保障を維持するため、政府の責任で必要な財源を確保すること。

平成29年12月 日

内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一

委員会発案第7号

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書の提出について

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書（案）を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年12月19日提出

由利本荘市議会議長 渡部 聖一様

提出者 由利本荘市教育民生常任委員会  
委員長 三浦 晃

(別紙)

## 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書（案）

平成30年度からの国民健康保険都道府県単位化に向けて、秋田県でも制度設計の検討が進められている。秋田県議会に3月に示された第1回目の保険料試算では12市町村で保険料が引き上がる結果となっている。しかし、2回目の試算内容は未だ公表されていない。保険料は、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題である。できる限り早期に公表することが必要である。

さらに本年7月26日に示された秋田県国民健康保険運営方針(案)では、市町村の一般会計からの法定外繰り入れ解消などの方向性が示されている。

各市町村には低所得者の保険料を軽減するなど地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史がある。市町村からの法定外繰り入れの制度をなくせば、これまで低所得者の保険料軽減や市民の健康増進に努力してきた市町村ほど保険料の大幅な値上げとなるおそれがある。

こうしたことを踏まえ、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

### 記

1. 事業費納付金・標準保険料試算を速やかに公表すること。
2. 平成30年度以降も、現在以上に保険料を上げないこと。
3. 一般会計法定外繰り入れを初め、市町村における独自の権限を侵害しないこと。
4. 準備が整わないままの拙速な実施はせず、延期することも検討すること。
5. 国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。

平成29年12月 日

秋田県知事 様

秋田県由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一